

第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則

(目的)

- 第1条 この規則は、上場会社（有価証券上場規程第2条第2項及びＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程第3条第2項に規定する上場会社をいう。以下同じ。）が行う第三者割当（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」という。）第5条第1項第11号に規定する第三者割当をいう。以下同じ。）により割り当てられた株式の譲渡の報告等について、必要な事項を定める。
- 2 この規則のうち、次項に掲げる規定以外の規定の変更は、取締役会の決議により行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。
- 3 この規則のうち、第4条及び第5条（準用する場合に限る。）の規定の変更は、自主規制委員会の決議により行う。
- 4 第2項に規定する取締役会の決議においては、自主規制委員会の同意を得るものとする。

(適用除外)

- 第1条の2 この規則の規定は、その他本所が別に定める株式については適用しない。

(第三者割当による募集株式の割当を行う場合における確約の締結)

- 第2条 上場会社は、第三者割当による募集株式（適時開示等規則第5条第1項第4号に規定する募集株式及び優先出資法に規定する募集優先出資をいう。以下同じ。）の割当を行う場合には、割当を受けた者との間で、書面により、募集株式の譲渡時の本所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他の本所が必要

と認める事項の確約を行うものとする。

(第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等)

第 3 条 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当を受けた者が確約に定める期間内において当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を本所に提出するものとし、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(委任規定)

第 4 条 この規則に定めのある事項並びにこの規則の解釈及び運用に關し必要な事項は、本所が規則により定める。

付 則

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行し、上場会社が同日以後に行う第三者割当その他の募集によらない新株発行について適用する。

付 則

この規則は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成11年 7 月 1 日から施行し、同日以後に効力の発生する第三者割当その他50名に満たない者を相手方とする募集による新株の発行から適用する。

付 則

1 この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第 6 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるとされた新株の引受権については、なお従

前の例により取り扱うものとする。

3 この規則の施行の日から当分の間，改正後の第1条の2の適用については，「役員若しくは従業員又は子会社の役員若しくは従業員へのストック・オプションとしての発行した新株予約権の行使により」とあるのは「役員若しくは従業員又は子会社の役員若しくは従業員へのストック・オプションとしての発行した新株予約権の行使により又は商法等の一部を改正する法律（平成9年法律第56号）附則第9条若しくは商法等改正法附則第10条による改正前の商法の一部を改正する法律（平成9年法律第56号）附則第11条の規定による改正前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第59号）第8条第1項若しくは改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号）第8条第1項の規定による決議に基づき」と読み替える。

付 則

この規則は，平成18年5月1日から施行し，同日前に上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項第1号に基づき提出される書類に記載される自己株式の処分については，なお従前の例による。

付 則

この規則は，平成19年10月29日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年12月30日から施行する。

付 則

1 この規則は，平成22年10月12日から施行する。

2 この規則施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてＪＡＳＤＡＱ又はＮＥＯに上場する銘柄が，廃止前のＪＡＳＤＡＱ等における第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則の特例第3条の規定に基づき締結している確約については，

施行日以後，第2条に基づき締結している確約とみなして取り扱う
ものとする。

付 則

この規則は，平成25年1月1日から施行する。